

はなさくがん保険

がん保険（無解約払戻金型）

契約概要

注意喚起情報

契約概要・ 注意喚起情報

当冊子は、ご契約に際しての重要事項が記載されています。
お申込みの前に必ずお読みください。

契約概要

ご契約の内容等に関して特にご確認いただきたいことを記載しています。

注意喚起情報

特にご注意いただきたいことや不利益となることを記載しています。

「ご契約のしおり・約款」をご覧になる場合は、はなさく生命ホームページから確認できます。
確認方法の詳細は裏表紙をご確認ください。

契約概要

ご契約内容等に関する確認事項

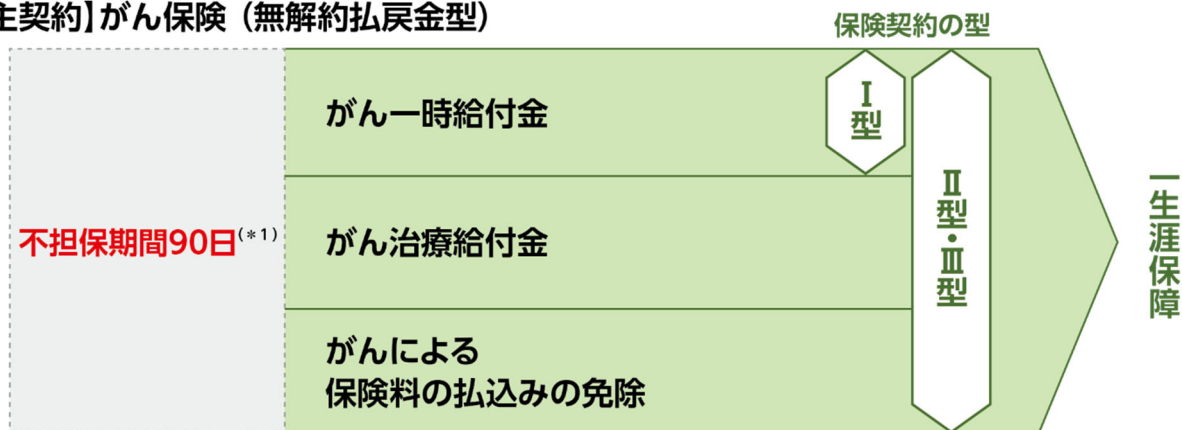
この「契約概要」には、ご契約の内容等に関して**特にご確認いただきたいこと**を記載しています。

- ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- 「契約概要」に記載の給付金の支払事由や給付金等をお支払いできない場合等は、概要や代表事例を示しています。
- 給付金の支払事由や給付金等をお支払いできない場合等の詳細、および主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり・約款」に記載していますので、ご確認ください。

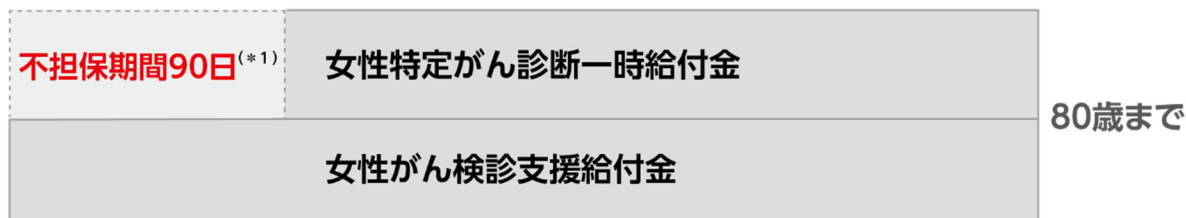
1 商品のしくみ

- この商品は、主契約の保険契約の型に応じて、がんと診断確定された場合や、がんによる入院または所定の通院をされた場合を一生にわたって保障する商品です。
- 各種特約の付加により、保障内容を充実させることができます。

【主契約】がん保険（無解約払戻金型）



■ 女性がん早期発見サポート特約^(※2)



■ がん先進医療特約^(※2)



(※1) 責任開始日から90日経過後に保障を開始します。

(※2) 主契約の保険契約の型がI型の場合、特約は付加できません。

※お申込みいただく保険契約の給付金額、保険期間、保険料払込期間、保険料払込経路、保険料払込回数、保険料等については申込書（情報端末上の申込画面を含みます。）の該当箇所を必ずご確認ください。



■がんに対する保障は、責任開始日から90日間は不担保期間となるため、不担保期間が経過した後に開始します。

2

保障内容

- この商品で支払われる給付金等は、次のとおりです。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。なお、特約については、ご契約に付加されている場合の取扱いとなります。
- がんによる給付金のお支払いや保険料の払込みの免除は、責任開始日から90日経過後に所定のがん（上皮内がんを含む）と診断確定された場合に限りです。（責任開始前時に所定のがん（上皮内がんを含む）と診断確定されていないことを要します。）

<保険契約の型：I型の場合>

	給付金等名称	支払事由等の概要	支払額	支払限度	受取人
がん保険（無解約払戻金型）【主契約】	がん一時給付金	がん（上皮内がんを含む）と診断確定されたとき	がん一時給付金額	1回	被保険者

<保険契約の型：II型の場合>

	給付金等名称	支払事由等の概要	支払額	支払限度	受取人
がん保険（無解約払戻金型）【主契約】	がん一時給付金	がん（上皮内がんを含む）と診断確定されたとき	がん一時給付金額	1回	被保険者
	がん治療給付金	がん（上皮内がんを含む）で1日以上入院または所定の通院（所定の手術・放射線治療・抗がん剤治療・ホルモン剤治療のための通院）をされたとき	1カ月につき、がん治療給付金額	支払回数無制限（同一月に1回）	被保険者
	がんによる保険料の払込みの免除	がん（上皮内がんを含む）と診断確定されたとき	（以後の保険料の払込みを免除）	—	—

<保険契約の型：Ⅲ型の場合>

	給付金等名称	支払事由等の概要	支払額	支払限度	受取人
がん保険（無解約払戻金型）【主契約】	がん一時給付金	<p>初回 がん（上皮内がんを含む）と診断確定されたとき</p> <p>2回目以後 がん（上皮内がんを含む）で1日以上 の入院または所定の通院（所定の手術・ 放射線治療・抗がん剤治療のための通 院^(*)）をされたとき</p>	1回につき、 がん一時給付金額	支払回数無制限 （1年に1回）	被保険者
	がん治療給付金	がん（上皮内がんを含む）で1日以上 の入院または所定の通院（所定の手術・ 放射線治療・抗がん剤治療・ホルモ ン剤治療のための通院）をされたとき	1カ月につき、 がん治療給付金額	支払回数無制限 （同一月に1回）	被保険者
	がんによる 保険料の 払込みの免除	がん（上皮内がんを含む）と診断確定 されたとき	（以後の保険料の 払込みを免除）	—	—

(*) ホルモン剤治療のための通院は含みません。

	給付金等名称	支払事由等の概要	支払額	支払限度	受取人
女性がん早期発見サポート特約	女性特定がん診断一時給付金	女性特定がん(上皮内がんを含む)と診断確定されたとき	給付金額	1回	被保険者
	女性がん検診支援給付金	2年ごとの検診対象期間 ^(*1) 中に乳がん検診または子宮頸がん検診を受診され、その結果に異常指摘がなく ^(*2) 、かつ、その検診対象期間満了日の翌日 ^(*3) に生存されているとき	1万円	2年ごとの検診対象期間 ^(*1) につき1回	契約者
がん先進医療特約	がん先進医療給付金	がん(上皮内がんを含む)で所定の先進医療による療養を受けられたとき	先進医療にかかる技術料と同額	通算2,000万円	被保険者

- (* 1) 第1回の検診対象期間は、責任開始日から2年後の年単位の契約応当日の前日までの期間とし、第2回以後は直前の検診対象期間満了日の翌日から2年ごとの年単位の契約応当日の前日までの各期間とします。ただし、最終の検診対象期間満了日はこの特約の保険期間満了日とします。このため、契約年齢によっては、最終の検診対象期間が1年となる場合があります。
- (* 2) 「異常指摘がない」とは、医師によって、がんの疑いがないと判定された場合(異常はあるものがんには該当しないと判定された場合を含む)や、再検査・精密検査や治療の指示を受けていない場合(要経過観察とされた場合を含む)をいいます。
ただし、再検査・精密検査の指示を受けた場合でも、次のいずれかに該当するときは異常指摘がなかったものとみなします。
① 6カ月より先の再検査・精密検査の指示である場合
② 再検査・精密検査の結果に異常指摘がない場合(再検査等の結果が①に該当する場合を含む)
- (* 3) 最終の検診対象期間の場合、最終の検診対象期間満了時(この特約の保険期間満了時)となります。

■ 保険契約の型にかかわらず、所定の高度障害状態または不慮の事故による所定の身体障害状態になられたとき、以後の保険料の払込みを免除します。(原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始時以後に生じた場合に限りです。)

保障内容に関してご留意いただきたい点

- 被保険者が死亡された場合、主契約・特約ともに消滅し、保障はなくなります。
また、この商品に死亡保険金はありませんが、被保険者が死亡されたときに解約払戻金がある場合は、解約払戻金と同額の死亡払戻金があります。
- 上記の他、主契約・特約について特にご留意いただきたい点は次のとおりです。

がん保険（無解約払戻金型）【主契約】について

- がん一時給付金は、保険契約の型に応じて、次のいずれかの支払事由に該当したときにお支払いします。

保険契約の型	支払事由の概要	
	初回	2回目以後 (直前の支払事由該当日の 1年後の応当日以後)
I型 II型	責任開始時以後に初めて所定のがん（上皮内がんを含む）と診断確定されたとき（責任開始時前に所定のがん（上皮内がんを含む）と診断確定されていないことを要します）	—
III型	責任開始時以後に初めて所定のがん（上皮内がんを含む）と診断確定されたとき（責任開始時前に所定のがん（上皮内がんを含む）と診断確定されていないことを要します）	責任開始時以後に診断確定された所定のがん（上皮内がんを含む）の治療のため、1日以上入院または次のいずれかの通院をされたとき ・ 所定の手術のための通院 ・ 所定の放射線治療のための通院 ・ 所定の抗がん剤治療のための通院（ホルモン剤治療のための通院は含みません） ^(*)

(*) 公的医療保険制度にもとづく医科（歯科）診療報酬点数表によって所定の抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される通院をされた場合が対象となります。

- がん治療給付金は、責任開始時以後に診断確定された所定のがん（上皮内がんを含む）の治療のため、1日以上入院または次のいずれかの通院をされたとき（責任開始時前に所定のがん（上皮内がんを含む）と診断確定されていないことを要します。）にお支払いします。
 - ・ 所定の手術のための通院
 - ・ 所定の放射線治療のための通院
 - ・ 所定の抗がん剤治療・ホルモン剤治療のための通院^(*)

(*) 公的医療保険制度にもとづく医科（歯科）診療報酬点数表によって所定の抗がん剤・ホルモン剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される通院をされた場合が対象となります。
- 通院により抗がん剤・ホルモン剤の処方を複数月分まとめて受けた場合には、その投薬期間にかかわらず、その処方せん料の算定対象となる処方せんが発行された日を、がん治療給付金の支払事由に該当する通院をされた日とします。
- がんによる保険料の払込みの免除は、責任開始時以後に初めて所定のがん（上皮内がんを含む）と診断確定された場合に以後の保険料の払込みを免除します。（責任開始時前に所定のがん（上皮内がんを含む）と診断確定されていないことを要します。）
- がん一時給付金、がん治療給付金のお支払いや、がんによる保険料の払込みの免除は、責任開始日から90日経過後に所定のがん（上皮内がんを含む）と診断確定された場合に限りです。なお、責任開始日前または責任開始日から90日以内に所定のがん（上皮内がんを含む）と診断確定された場合、ご契約は無効となります。
- 保険契約の型がI型の場合、がん一時給付金をお支払いしたときには、がん一時給付金の支払事由に該当した時から、ご契約は消滅します。

女性がん早期発見サポート特約について

- 女性特定がん診断一時給付金は、責任開始時以後に初めて女性特定がん（上皮内がんを含む）と診断確定されたとき（責任開始時前に所定のがん（上皮内がんを含む）と診断確定されていないことを要します。）にお支払いします。ただし、責任開始日から90日経過後に女性特定がん（上皮内がんを含む）と診断確定された場合に限りです。

なお、責任開始時前または責任開始日から90日以内に所定のがん（上皮内がんを含む）と診断確定された場合、女性がん早期発見サポート特約は無効となります。

- 女性特定がん診断一時給付金をお支払いした場合には、女性特定がん診断一時給付金の支払事由に該当した時から、女性がん早期発見サポート特約は消滅します。
- 同一の被保険者において、女性がん早期発見サポート特約を重複して付加することはできません。
- 女性がん早期発見サポート特約の保険料には、女性がん検診支援給付金のための保険料が含まれています。がん検診を受診されない場合、女性がん検診支援給付金をお支払いすることはできませんので、ご加入後は計画的ながん検診の受診をご検討ください。

■ 【契約例】女性、保険期間・保険料払込期間：80歳

給付金額：女性特定がん診断一時給付金50万円、女性がん検診支援給付金1万円

<月払保険料>

※2023年10月現在

		[A] 女性がん早期発見サポート特約	[B] 【参考】女性がん早期発見サポート特約（女性がん検診支援給付金なし） ^(*)	[A]-[B]
給付金		女性特定がん診断一時給付金 女性がん検診支援給付金	女性特定がん診断一時給付金	
加入年齢	30歳	661円	320円	(341円)
	40歳	748円	405円	(343円)
	50歳	779円	450円	(329円)

(*) 当社では、女性がん検診支援給付金がない女性がん早期発見サポート特約の取扱いはありません。記載の数値は参考数値です。

がん先進医療特約について

- がん先進医療給付金は、責任開始時以後に診断確定された所定のがん（上皮内がんを含む）を原因として、先進医療による療養を受けられたとき（責任開始時前に所定のがん（上皮内がんを含む）と診断確定されていないことを要します。）にお支払いします。ただし、責任開始日から90日経過後に所定のがん（上皮内がんを含む）と診断確定された場合に限りです。

なお、責任開始時前または責任開始日から90日以内に所定のがん（上皮内がんを含む）と診断確定された場合、がん先進医療特約は無効となります。

- 療養を受けた時点で先進医療に該当しない場合はお支払いの対象になりません。
- 先進医療に該当する技術には、それぞれ適応症（対象となる疾患・症状等）が定められており、医療行為、医療機関および適応症等によっては、がん先進医療給付金のお支払いの対象にならないことがあります。
- がん先進医療給付金を支払限度までお支払いした場合には、がん先進医療特約は消滅します。
- 同一の被保険者において、先進医療給付のある当社の特約を重複して付加することはできません。

3 保険期間・保険料等

- 保険期間は次のとおりです。

主契約・特約		保険期間
主契約		終身
特約	女性がん早期発見サポート特約	80歳まで
	がん先進医療特約	終身

- 保険料払込期間・保険料払込回数・保険料払込経路は、それぞれ次のいずれかからお選びいただきます。

保険料払込期間	保険料払込回数	保険料払込経路
・終身 ・有期 ※特約の保険料払込期間は主契約と同一 (主契約の保険料払込期間が特約の保険期間を超える場合は、特約の保険期間と同一)	・月払 (年12回払込み) ・年払 (年1回払込み)	・口座振替扱 ・クレジットカード扱

4 解約払戻金

- 主契約については、保険料払込期間中の解約払戻金はありません。
主契約の保険料払込期間が有期の場合は、保険料払込期間満了後に主契約のがん一時給付金額の10%の解約払戻金があります。
- 特約については、保険期間を通じて解約払戻金はありません。

5 契約者配当金

- この商品に、契約者配当金はありません。

6 その他の注意事項

- 契約貸付制度、保険料の自動振替貸付制度、保険契約の復活の取扱い（消滅した保険契約を元に戻す取扱い）はありません。
- ご契約後に、給付金額の増額、特約の途中付加、ご契約時に選択した型の変更をすることはできません。
- 募集代理店や申込方法（Webによる申込み等）によっては取扱いできる特約、契約年齢、給付金額等が異なる場合があります。

7 引受保険会社

- 引受保険会社は、はなさく生命保険株式会社（日本生命グループ）です。
- 当社の生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情につきましては、はなさく生命お客様コンタクトセンターにご連絡ください。

はなさく生命お客様コンタクトセンター

0120-8739-17（通話料無料）

受付時間 月～土曜日 9:00～18:00

（祝日、12/31～1/3を除く）

はなさく生命ホームページ：<https://www.life8739.co.jp/>

！ 注意喚起情報

ご契約に関する注意事項

この「注意喚起情報」には、**特にご注意いただきたいことや不利益となることを記載しています。**

- ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- 特に、給付金等をお支払いできない場合等、お客様にとって不利益となることが記載された部分については必ずご確認ください。
- 現在加入している保険契約を解約・減額して新しい保険契約の申込みをする場合は、お客様にとって不利益となることがありますので、十分ご注意ください。
- 給付金の支払事由や給付金等をお支払いできない場合等の詳細、およびご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載していますので、ご確認ください。

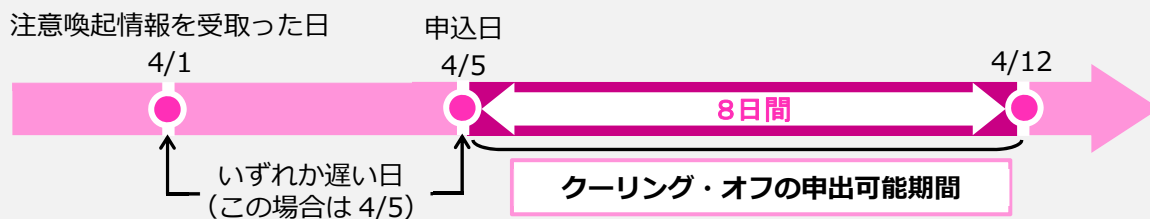
クーリング・オフ制度

1

保険契約の申込日^(*) または注意喚起情報を受取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録による申出により、保険契約の申込みの撤回または保険契約の解除ができます。

(*) 郵送による通信販売の場合、申込日とは当社（募集代理店を含みます。）が申込書を受領した日をいいます。

クーリング・オフ<例>



- クーリング・オフを行った場合で、すでにお払込みいただいた保険料があるときには、当社はその金額を返金します。
- 次のいずれかの方法で、クーリング・オフの申出可能期間内にお申出ください。

●書面による場合

書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じます。期間内（8日以内の消印有効）に、はなさく生命保険株式会社あてに送付してください。

【記載事項】

- ① 申込みの撤回等をする旨
- ② 申込みの撤回等をする理由（任意）
- ③ 証券番号（生命保険契約申込書（お客様控）の右上に記載）
- ④ 申込者または契約者の住所・電話番号
- ⑤ 申込者または契約者の氏名（自署）

【書面の送付先】

〒100-8691 日本郵便（株）銀座郵便局 私書箱52号
はなさく生命保険株式会社 クーリング・オフ受付担当 行

●電磁的記録による場合

当社では主たる窓口として、はなさく生命ホームページをご案内しています。期間内（8日以内）に、はなさく生命ホームページに記載の手順に沿って必要事項をご入力の上、お申出ください。

2

健康状態等の告知義務

健康状態等についてありのままを告知してください。

告知義務について

- **契約者や被保険者には健康状態等を告知する義務があります。**
- **告知は生命保険のお引受けを判断する際の重要な事項であるため、告知書^(*1)で当社がお伺いすることについて、事実をありのまま正確にもれなく告知してください。**なお、告知いただいた内容（傷病歴・通院事実等）により、後日追加の詳しい告知等が必要になることがあります。
(* 1) 情報端末上の告知画面を含みます。
- **生命保険募集人^(*2)には告知を受ける権限がありません。**
そのため、これらの者に口頭で伝えたり、健康診断の結果資料等を提示したりしても告知にはなりません。
(* 2) 募集代理店やはなさく生命 通販受付ダイヤル等のオペレーターを含みます。
- **傷病歴等がある場合でも、保険契約をお引受けできる場合があります。**なお、特別な条件^(*3)をつけてお引受けする場合^(*4)や、お断りする場合があります。
(* 3) 特別な条件は次のとおりです。
 - ・特定の高度障害状態を保障しない（特定高度障害状態不担保法）(* 4) この場合には、「特別な条件のご案内」をご提供します。このご案内で示した条件をご了解いただければ、当社の承諾により保険契約は成立します。

正しく告知いただけない場合の取扱い

- **契約者や被保険者の故意または重大な過失により、事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知したりした場合、責任開始日から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」として保険契約または特約を解除することがあります。**なお、責任開始日から2年を経過していても、給付金の支払事由等が責任開始日から2年以内に発生していた場合には、保険契約または特約を解除することがあります。
- **保険契約または特約を解除した場合、給付金の支払事由等に該当していても、給付金のお支払いや保険料の払込みの免除ができませんことがあります。**この場合、すでに払込まれた保険料は払戻さず、解約払戻金があれば、その金額を契約者にお支払いします。また、告知義務違反の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、保険契約または特約を取消することがあります。この場合、給付金のお支払いや保険料の払込みの免除ができず、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

3

責任開始（保障の開始）

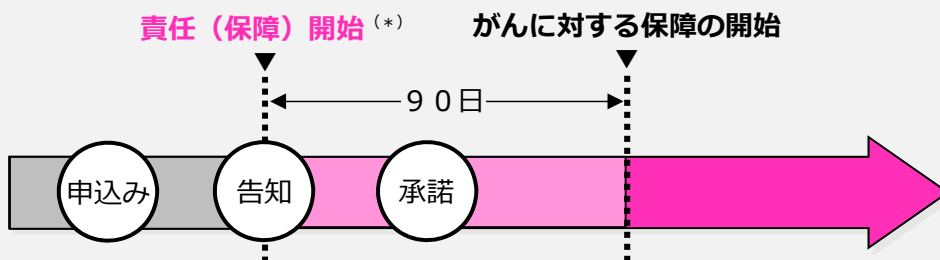
当社が保険契約の申込みを承諾した場合、申込み^(*1)と告知がともに完了した時から、契約上の責任（保障）を開始します。

(*1) 郵送による通信販売の場合、申込みの完了とは当社（募集代理店を含みます。）が申込書を受領することをいいます。

- 保険契約は、お客様からの申込みを当社が承諾した場合に成立します。

責任開始（保障の開始）＜例＞

当社が保険契約の申込みを承諾した場合、申込みと告知がともに完了した時にさかのぼって、責任（保障）を開始します。ただし、がんに対する保障は責任開始日から90日経過後に開始します。



(*) 申込みが告知より遅い場合には、申込みが完了した時から責任（保障）を開始します。

- 生命保険募集人^(*2)は、契約締結の代理権を有さないため、申込みを承諾する権限がなく、保険契約を成立させることができません。

(*2) 募集代理店やはなさく生命 通販受付ダイヤル等のオペレーターを含みます。

4

現在加入している保険契約を解約・減額して新しい保険契約の申込みをする場合

現在加入している保険契約を解約・減額して新しい保険契約の申込みをする場合、お客様にとって不利益となる事項があります。

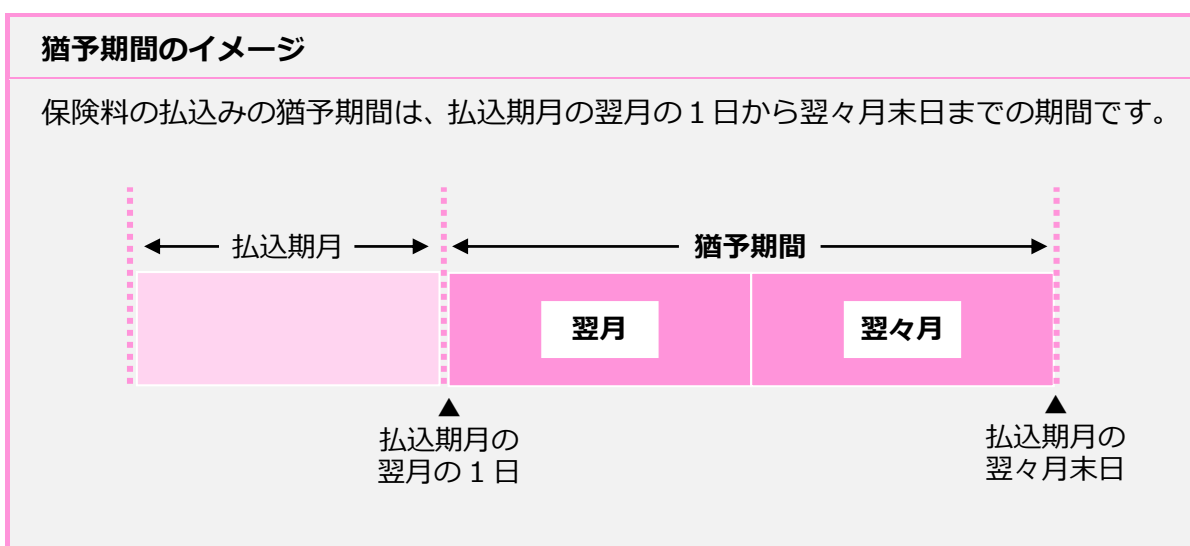
- **解約・減額した保険契約を元に戻すことはできません。**
- **解約・減額時の払戻金は、多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。保険種類やご契約後の経過年月数によっては、まったくないこともあります。**
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の権利等を失う場合があります。
- 一般の保険契約の申込みと同様、健康状態等を告知する義務があります。そのため、健康状態等によっては、特別な条件をつけてお引受けする場合や、お断りする場合があります。また、新しい保険契約の責任開始日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用され、詐欺による取消の規定等についても、新しい保険契約の締結に際しての詐欺の行為等が適用の対象となります。詳しくは **2** **健康状態等の告知義務** をご確認ください。
- **新しい保険契約については、責任開始時前または責任開始日から90日以内の不担保期間中にがんと診断確定された場合、がんによる給付金のお支払いや保険料の払込みの免除ができません。**
(新しい保険契約のがんに対する保障の開始前に現在加入しているがんを保障する保険契約を解約すると、がんに対する保障のない期間が発生しますが、現在加入している保険契約が所定の条件を満たす当社のがん保険契約の場合、「がん保険契約の乗換に関する特則」を適用することにより、保障期間を途切れさせることなく、新たに当社のがん保険契約に乗換えることができます。)
- **新しい保険契約については、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始時に生じている場合等には、保険料の払込みの免除ができない場合があります。**
- **保険料の基礎となる予定利率等は、現在加入している保険契約と新しい保険契約とで異なることがあります。新しい保険契約の予定利率が現在加入している保険契約の予定利率より低い場合、通常、保険料が高くなります。**

5

保険料の払込みがない場合等の取扱い

保険料は払込期月内にお払込みください。猶予期間内に払込みがない場合は、保険契約は消滅します。(消滅した保険契約を元に戻すことはできません。)

- 払込期月内に保険料の払込みがない場合でも、すぐに保険契約が消滅しないように保険料の払込みの猶予期間を設けていますが、**猶予期間内に保険料が払込まれないときは、保険契約は猶予期間の満了をもって消滅します。**



- この保険には、**保険契約の復活の取扱い（消滅した保険契約を元に戻す取扱い）はありません。**
- この保険には、**保険料の自動振替貸付制度（保険料の払込みがない場合に、所定の範囲内で当社が自動的に保険料を立替える制度）はありません。**
- 払込期月内に保険料の払込みがない場合、保険料の払込みについてSMS（ショートメッセージサービス）^(*) や郵送等によりお知らせする場合があります。そのため、当社にご登録いただいた通信先（携帯電話番号等）・住所について変更がある場合、必ず当社にご連絡ください。

(*) 携帯電話番号を宛先として短い文字メッセージを送受信できるサービスのことをいいます。

6

給付金等の請求

給付金の支払事由等に該当した場合は、すみやかに当社にご連絡ください。

上記の場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や不明な点が生じた場合等にもご連絡ください。

- 給付金の支払事由、保険料の払込みの免除事由、請求手続等については、「ご契約のしおり・約款」にも記載していますので、あわせてご確認ください。
- 給付金等の請求に関する当社からの大切なお知らせが届けられなくなる場合がありますので、通信先（携帯電話番号等）・住所について変更がある場合、必ず当社にご連絡ください。
- ご契約内容によっては、複数の給付金の支払事由に該当することがあります。
- 被保険者が受取人の場合で、受取人が給付金等を請求できない所定の事情があるときに、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が代わって請求することができます。なお、指定代理請求人は請求時において所定の範囲内であることを要します。
- 指定代理請求人を指定されている場合は、支払事由、保険料の払込みの免除事由および代理請求できる旨を指定代理請求人に伝えてください。

7

給付金等をお支払いできない場合

給付金等をお支払いできない場合や保険料の払込みを免除できない場合があります。

代表的なものは、次のとおりです。

- **支払事由に該当しない場合**
責任開始時前にがんと診断確定されていたとき 等
- **がん保険（無解約払戻金型）【主契約】、女性がん早期発見サポート特約、がん先進医療特約について、責任開始日から90日以内にがんと診断確定された場合**
(この場合、がん保険（無解約払戻金型）【主契約】、女性がん早期発見サポート特約、がん先進医療特約は無効となります。)
- **告知義務違反により、保険契約または特約が解除された場合**
- **詐欺や給付金の不法取得目的をもって保険契約の締結が行われ、保険契約または特約が取消・無効とされた場合**
- **給付金等を詐取する目的で事故を招いたときや、契約者、被保険者、給付金の受取人または死亡時支払金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由により、保険契約または特約が解除された場合**
- **保険料の払込みがなく、保険契約が消滅した場合**

8

解約と解約払戻金

保険料払込期間中の解約払戻金はありません。

- 主契約については、保険料払込期間中の解約払戻金はありません。主契約の保険料払込期間が有期の場合は、保険料払込期間満了後に主契約のがん一時給付金額の10%の解約払戻金があります。
- 特約については、保険期間を通じて解約払戻金はありません。

9

確認担当者による申込内容、告知内容、給付金等の請求内容等の確認

当社の確認担当者（当社が委託した確認担当者を含みます。）が、申込内容、告知内容、給付金等の請求内容等を確認することがあります。

10

生命保険会社が経営破綻した場合等

生命保険会社の業務もしくは財産の状況の変化、または経営破綻等により給付金額等が削減されることがあります。

- 当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。万一、経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなりますが、この場合にも、給付金額等が削減されることがあります。

**当社の生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情につきましては、
はなさく生命お客様コンタクトセンターにご連絡ください。**

はなさく生命お客様コンタクトセンター

0120-8739-17（通話料無料）

受付時間 月～土曜日 9：00～18：00
（祝日、12／31～1／3を除く）

はなさく生命ホームページ：<https://www.life8739.co.jp/>

この保険に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・
来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受付けています。また、全国各地に
「連絡所」を設置し、電話にて受付けています。

ホームページ：<https://www.seiho.or.jp/>

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、
原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合につい
ては、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益
の保護を図っています。

Memo

Horizontal dashed lines for writing.

Web版「ご契約のしおり・約款」のご案内

はなさく生命は、お客様の利便性向上のため、インターネット上で閲覧するWeb版「ご契約のしおり・約款」を推奨しています。

Web版「ご契約のしおり・約款」の特長

保管不要

冊子のように保管する必要がなく、紛失の心配もありません。

どこでも閲覧

インターネット環境があれば、いつでもどこでも閲覧できます。

簡単に検索

読みやすいサイズに文字を拡大したり、読みたい箇所を検索したりできます。

Web版「ご契約のしおり・約款」の閲覧方法

STEP 1

次のいずれかの方法で
当社ホームページに
アクセス

スマートフォン等で
QRコードを
読み取ってください。



URL <https://www.life8739.co.jp/customer/shiori>

「はなさく生命 約款」で検索してください。

はなさく生命 約款

STEP 2

該当する
「ご契約のしおり・約款」
をクリック

ご契約の「商品名」と
保険証券に記載の
「ご契約のしおり・約款番号」を
ご確認のうえ、ご覧ください。

※ご契約をご検討中の方は、最新版をご確認ください。

※お申込みの際に冊子版の「ご契約のしおり・約款」を希望される場合は、募集代理店またははなさく生命お客様コンタクトセンターにお申出ください。

※ご契約後に冊子版の「ご契約のしおり・約款」を希望される場合は、はなさく生命お客様コンタクトセンターまでお申出ください。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

[募集代理店]

[引受保険会社]

はなさく生命保険株式会社

<お客様コンタクトセンター>

はなさく ーな
 **0120-8739-17** (通話料無料)

受付時間 月～土曜日 9:00～18:00(祝日、12/31～1/3を除く)

<ホームページ>

<https://www.life8739.co.jp/>

※はなさく生命ホームページではご契約内容のご確認や、住所・電話番号の変更等の各種手続きができます。